

一般事業主行動計画（JA福岡大城）

職員がリフレッシュする時間を増やし、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように計画する。

1.計画期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日までの5年間

2.内容

目標：令和6年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間平均10日以上とする。

平成（令和元年）31年度目標：一人当たり年間平均10日以上

令和2年度目標：一人当たり年間平均10日以上

令和3年度目標：一人当たり年間平均10日以上

令和4年度目標：一人当たり年間平均12日以上

令和5年度目標：一人当たり年間平均12日以上

《前年度結果》

目標：一人当たり年間平均10日以上 → 結果：一人当たり年間平均5.1日

《年間計画》

実施時期（令和元年）	内容
平成31年4～ 令和元年5月	平成30年度の年次有給休暇日数を集計、報告 『働き方改革』に伴う有給休暇取得義務化の周知 部長・支店長会議にて対策と検討、有給休暇取得
令和元年8月	管理者による職員の有給休暇取得計画書の作成
令和元年10月	各課長より有給休暇取得状況報告書提出 上半期報告、現状分析及び問題点の洗い出し、会議での協議報告
令和2年11月	進捗状況の確認及び未取得者の対応（有給休暇取得促進）
令和2年12月	進捗管理
令和2年1月	進捗状況の確認及び未取得者の対応（有給休暇取得促進）
令和2年2月	進捗管理
令和2年3月	各課長より有給休暇取得状況報告書提出 結果分析及び次年度対策検討

○進捗管理及び目標完遂に向けた取組内容について

8月より部署単位による管理者と部内職員の面接を実施。その過程で繁忙期を除く年間の『有給休暇取得計画書』を双方にて合意作成。主幹部署にて当該計画書に基づき年間を通じた取得状況の確認と未取得への対応を励行していく。